

射水市環境基本条例

平成20年3月19日

条例第5号

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本方針等（第10条・第11条）

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策（第12条—第22条）

第4章 推進体制の整備（第23条・第24条）

第5章 射水市環境審議会（第25条—第32条）

第6章 補則（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に与えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）

及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で文化的な生活の基盤である恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を目的として、すべての者の公平な役割分担と協働の下に、自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深く関わりがあることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する環境の保全及び創造に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、その社会経済活動に際し、環境の保全及び創造に資する取組を自ら率先して実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、自らの責任と負担において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、

その活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に取り組む責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において廃棄物の減量、資源の適正な利用その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に取り組む責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、環境への負荷を低減するよう自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本方針等

(施策の基本方針)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保全その他の生物の多様性の確保を図るとともに、里山、農地、水辺空間等の自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて保全すること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいを保つとともに、身近な緑や水辺など

に恵まれた生活環境の確保、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図ること。

(4) 廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用等により、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を図ること。

(5) 環境の保全及び創造に資する取組を通じて、地域における環境への負荷の低減を図り、地球環境の保全に貢献すること。

(6) 環境の保全及び創造に資する取組が、市、市民及び事業者の公平な役割分担と協働の下に実施されるよう、すべての主体の自主的な参加の推進を図ること。

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を反映するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、第25条に規定する射水市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(規制の措置)

第12条 市は、公害、地下水の保全及び自然環境の適正な保全上の支障を防止するため、その原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減及び公害の防止のための施設の整備その他適正な措置をとることを誘導することによ

り環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への事前配慮)

第14条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備その他これらに類する事業を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全及び創造等)

第16条 市は、水環境の保全及び創造等が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、水資源の確保に寄与する森林の保全のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、水環境及び森林の保全を図るため、他の地方公共団体及びその利用者と連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等に積極的に努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第18条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する理解が深まるようにするとともに、これらの者の自発的な活動を行う意欲が高まるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、調査研究、監視体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第20条 市は、市民等又はこれらの者で構成する民間の団体が地域におい

て自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動、環境衛生思想の普及活動その他の環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の整備と提供)

第 2 1 条 市は、第 1 8 条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 2 2 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を講じなければならない。

2 市は、国、県その他の地方公共団体及び民間の団体等との連携を図りながら、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

3 市は、市民等の地球環境の保全への行動を促すため、普及、啓発等の措置を講じなければならない。

第 4 章 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第 2 3 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は、市民等及びこれらの者が組織する民間団体等との協働により、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 2 4 条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策については、国、県及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

第 5 章 射水市環境審議会

(設置)

第 2 5 条 環境基本法(平成 5 年法律第 9 1 号)第 4 4 条の規定により、射水市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第 1 1 条第 4 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定

による環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第26条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選によるものとし、副会長は、会長の指名によるものとする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第29条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員及び専門委員若干人で組織する。

3 専門部会に属する委員は、会長が指名し、専門委員は、会長の推薦により、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(資料の提出等)

第30条 審議会は、必要に応じ、市長その他関係機関等に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、市民環境部環境課において処理する。

(審議会の運営)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

第6章 補則

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(射水市公害防止条例の一部改正)

2 射水市公害防止条例(平成17年射水市条例第171号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略